

# 阿蘇市道路反射鏡設置基準

阿蘇市総務部防災情報課

令和5年4月1日制定

## 1 目的

この基準は、交通安全対策特別交付金を活用した道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、交通安全に資することを目的とする。

## 2 定義

本基準において、カーブミラーとは、自動車が適切な安全確認位置から他の自動車を直接目視することが困難な場合に運転者（以下「ドライバー」という。）の目視を補助するため、設置するものとする。

## 3 設置場所

(1) カーブミラーの設置場所は、次の各号に定めることによるものとし、別紙「道路反射鏡（カーブミラー）設置の考え方」を考慮し設置の判断をする。

ア 信号制御されていない交差点で、優先道路に進入しようとする箇所において、左右あるいは片方の見通しが悪い場所

イ 道路の屈曲部分において、前方の見通しが確認できない場所

(2) カーブミラーは、次の各号に該当する場合は、設置しないものとする。

ア 法令に定められた通行を行えば危険が除去できる場合

イ 私道と阿蘇市が管理する市道、農道及び法定外道路（里道）（以下「阿蘇市管理道路」という。）との交差点及び私道内

ウ 個人宅や事業者、施設等からの出入り口

エ 可動物及び草木の繁茂が原因で見通しが悪い場所

オ 道路の通行又は利用上において、安全な箇所に設置できない場合

#### 4 移設、撤去

(1) 私有地の利用形態変更（出入口等の変更）に伴い、阿蘇市管理道路に設置されたカーブミラーを移設、撤去する場合は原因者負担とする。

(2) 既存カーブミラーについては、次の各号に該当する場合は撤去する。

ア 私有地等は無償で設置させていただいている地権者から撤去依頼があった場合

イ 一時停止や徐行義務を怠ったことによる事故で、カーブミラーが起因となるものが多発した場合

ウ 道路環境の変化等を踏まえて必要性を再検討し、設置基準に合わない

判断した場合

## 5 設置の申請

カーブミラーの新設は、付近住民への影響が大きく地域の総意としての意見集約が必要であることから、区長要望書での申請とする。

## 6 現地調査

区長から設置要望がある場合、市は速やかに道路の状況、その他、諸般の状況を把握するため現地調査を行うものとする。